

京都府公立大学法人手数料等徴収規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 26 号

(趣旨)

第 1 条 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）定款第 28 条の規定に基づき、法人が徴収する使用料及び手数料（以下「手数料等」という。）の額については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程及び京都府立医科大学附属病院使用料等規程等別に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。

(手数料等の徴収)

第 2 条 法人が独自に定める手数料等の種類及び額の上限は、別表の左欄に掲げるものについて、同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項に定める諸料金の額の上限をもって、法人が徴収する諸料金の額とする。

(手数料等の納付等)

第 3 条 手数料等は、規程で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、別に定めがある場合においては、この限りでない。

(手数料の減免)

第 4 条 京都府公立大学法人理事長は、公益上の理由その他の規則で定める理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

証明の事務（別に定めるものを除く。）	1 件につき 400 円
--------------------	--------------